

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応

Q & A

Q1 通知日を含めた残工事が20日以上ある工事等が対象とあるが、費用の計上は遡って行って良いのか？

A1 費用は遡って計上してかまいません。ただし、費用計上は令和2年4月8日以降のものを対象としてください。

(令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を基準日とするため)

Q2 費用の計上は、全て見積で良いか？特別資材調査を行う必要があるか？

A2 県設定単価や物価資料に記載される単価を優先しますが、記載がないものは、見積により対応してください。

特別資材調査による単価設定を行う必要はありません。

Q3 会社が複数工事分の対策備品等をまとめて購入またはリース契約している場合の取扱いについてはどのように考えればよいのか？

A3 新規工事等においては、個別の現場で購入またはリースしたことが分かる書類とするよう、受発注者協議をしてください。

既契約工事においては、他の現場と重複していないかを確認し、適正に計上してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応

Q & A

Q4 通知日時点で公告中の工事等の取扱いはどのように考えれば良いか？

A4 既契約工事等として取り扱ってください。
契約後速やかに参考-1に倣い、受注者に対し指示を行ってください。

Q5 災害復旧工事は本通知の対象となるのか。

A5 対象となります。

Q6 PCR検査は設計変更の対象となるのか。

A6 感染拡大地域からの労働者を現場に従事させる必要がある場合など、個別に受注者から事情を確認し、PCR検査を受ける者が当該工事現場にのみ従事していると確認できた場合に限り、PCR検査にかかる費用を設計変更の対象としてください。なお、他の工事現場にも同時に従事している場合は、設計変更の対象にはなりません。
計上費目は現場管理費に積上計上してください。
※感染拡大地域とは、島根県以外で都道府県をまたぐ不要不急の移動自粛要請がされている地域

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応

Q & A

Q7 一般的な公共工事に従事する作業員が濃厚接触者となった場合、待機期間短縮のため、PCR検査（自費検査）で陰性を確認し復帰した。待機期間短縮のための検査費用を設計計上することは可能ですか？

A7 原則、待機期間短縮のための検査費用は事業者の負担となります。ただし、除雪業務の除雪車オペレーターやその他所長が特に必要と認める場合には、設計計上出来る場合がありますので、発注者と協議願います。

Q8 購入で計上可能なものと、リース代を計上するものとの使い分けはどのようにすれば良いか。

A8 消耗品を除く機材の購入は、受注者財産となるため、原則リースとしてください。ただし、対象工事の工期内において、購入とリース代を比較し、購入が安価となる場合は購入とすることが可能です。また、対象工事限りの使用である事が証明できる対策備品等については、購入とすることが可能です。

Q9 対策備品等の設置・撤去や運搬にかかる費用は計上できるか。

A9 共通仮設費率の営繕費に含まれるため、計上はできません。